

平成 23 年度 山形県立山辺高等学校 教育実習受入要綱

第 1 条 この要綱は本校における教育実習生（以下「実習生」という。）の教育実習（以下「実習」という。）の受入について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 実習の受入期間を次の通りとする。

第Ⅰ期 5月9日から 5月20日まで (2週間)

第Ⅱ期 9月5日から 9月16日まで (2週間)

ただし、第Ⅰ期と第Ⅱ期の両方において、開始日を同じくして3週間の実習を認めることもある。

第 3 条 校長は、実習中にふさわしくない行為が認められた場合、直ちに実習を中止させることもある。

また、実習生が実習中に学校等に損害を与えた場合は、その費用を本人に請求することもある。

第 4 条 実習生は実習中に知り得た個人情報を実習終了後も他に漏らしてはならない。

第 5 条 実習への往復における実習生の事故については、学校は一切関知しないものとする。

第 6 条 実習にかかわる諸経費については、受入までの通信費等も含めて、実習生が負担するものとする。

第 7 条 麻疹に関して、抗体検査で安全（陽性）が確認された者又はすでに予防接種を受けている者又は過去にり患したことが確認できた者を教育実習生として受け入れる。